

堺市公報 第354号	令和7年3月14日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市長の倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【総務局行政部総務課】	4
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について	

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	14
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	15
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	15
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	16
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	20
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	23
○自転車等放置禁止区域の指定の一部を改正する告示	
【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】	24
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	26
○建築基準法第72条第1項の規定に基づく公開による意見の聴取の開催について	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	27

○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	27
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
<b>&lt;上下水道局管理規程&gt;</b>	
○堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	28
○堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	32
<b>&lt;上下水道局告示&gt;</b>	
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について	
【上下水道局下水道管路部下水道管理課】	37
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	38
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	39
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	40
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	41
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	42
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	43
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の更新について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	44
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について	

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 46

＜議会規則＞

○堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

【議会局政策総務課】…………… 46

**規 則**

堺市長の倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第6号

堺市長の倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（資産等報告書等の訂正）

第20条 条例第7条第3項の規定による訂正は、訂正届（様式第5号）によるものとする。

様式第1号から様式第4号までの規定中「（報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第5号中「（届出者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の第20条の規定は、この規則の施行の日以後に作成される資産等報告書等の訂正について適用し、同日前に作成された資産等報告書等の訂正については、なお従前の例による。

告 示

堺市告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
棚橋内科・循環器内科	堺市北区長曾根町1469-1	令和7年1月1日
南波クリニック	堺市中区深井沢町3287 アシストビル3階	令和7年1月1日
にしお内科・消化器内視鏡クリニック	堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル1階	令和7年2月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
げんき歯科	堺市南区桃山台1-20-9	令和7年1月1日
ふじい歯科	堺市西区上556-3	令和7年1月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------

リッカケア訪問薬局鳳ラボ	堺市西区鳳西町1-72-10	令和7年2月1日
薬局日本メディカルシステム堺駅前店	堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル1階	令和7年2月1日
ドクトル薬局美原店	堺市美原区大保14-15	令和7年2月1日
あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンスカイハイツ1F	令和7年1月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
プラスONE訪問看護ステーション	堺市西区鳳中町10-14-3 プレセランス101号室	令和7年2月1日
I K O I 訪問看護ステーション泉北深井II	堺市中区土師町3-32-13	令和7年2月1日
和つみ訪問看護ステーション	堺市中区深井沢町3333 澤埜ビル202号	令和7年1月1日
ずっとメディカルサポート訪問看護ステーション	堺市堺区三宝町3-193 レジデンス・ドゥ・セリバ・セレストゥ210号	令和7年2月1日



堺市告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
棚橋内科・循環器科	堺市北区長曾根町1469-1	令和6年12月31日
南波クリニック	堺市中区深井沢町3287 アシストビル3階	令和6年12月31日
内科奥医院	堺市南区晴美台3-1-1	令和6年12月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
中野歯科医院	堺市南区桃山台1-20-9	令和6年12月31日
稲本歯科医院	堺市北区新金岡町5-4-59	令和6年12月28日
香川上歯科医院	堺市西区上556-3	令和6年12月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンスカイハイツ1F	令和6年12月31日
キリン堂薬局堺北野田店	堺市東区北野田880	令和6年12月31日

4 訪問看護

名称	所在地	廃止年月日
いぶき訪問看護ステーション	堺市北区金岡町2429-1 セピア金岡103	令和7年1月31日
訪問看護ステーションぷろっと	堺市南区晴美台2-45-2	令和2年12月31日

堺市告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	休止年月日
田中外科クリニック	堺市南区庭代台1-35-1	令和6年10月9日



堺市告示第94号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

1 診療所

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
いしかわクリニック	つかさクリニック 堺東	堺市堺区新町5-10 堺東メディカルビル4階5階	令和7年1月1日

## 堺市告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

## 1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護ステーションアイリズ	堺市堺区栄橋町1-5-6-503	堺市堺区竜神橋町2-3-1-613	令和6年12月10日
京阪神訪問看護ステーション	堺市堺区香ヶ丘町5-3-24-113	堺市堺区住吉橋町1-3-2 京阪神堺I 1階	令和7年1月10日
ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町西1-1-6 IWC宿院4F	堺市堺区宿院町東4-1-1 阪南ビル301	令和7年1月1日

## 堺市告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例に

よる場合を含む。)の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	前川泌尿器科	堺市南区茶山台1-6-1 ステーションプラザ泉ヶ丘3階	令和7年2月1日
居宅療養管理指導	前川泌尿器科	堺市南区茶山台1-6-1 ステーションプラザ泉ヶ丘3階	令和7年2月1日

堺市告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問リハビリテーション	医療法人 内科奥医院	堺市南区晴美台3-1-1	令和6年12月31日
居宅療養管理指導	医療法人 内科奥医院	堺市南区晴美台3-1-1	令和6年12月31日

訪問看護	医療法人 内科奥医院	堺市南区晴美台3-1-1	令和6年12月31日
訪問看護	医療法人 いしかわクリニック	堺市堺区北瓦町2-3-8 7F	平成14年8月18日
訪問リハビリテーション	医療法人 いしかわクリニック	堺市堺区北瓦町2-3-8 7F	平成14年8月18日
居宅療養管理指導	医療法人 いしかわクリニック	堺市堺区北瓦町2-3-8 7F	平成14年8月18日
居宅療養管理指導	南波クリニック	堺市中区深井沢町3287 アシストビル3階	令和6年12月31日
訪問リハビリテーション	南波クリニック	堺市中区深井沢町3287 アシストビル3階	令和6年12月31日
訪問看護	南波クリニック	堺市中区深井沢町3287 アシストビル3階	令和6年12月31日
居宅療養管理指導	稲本歯科医院	堺市北区新金岡町5-4-59	令和6年12月28日
居宅療養管理指導	中野歯科医院	堺市南区桃山台1-20-9	令和6年12月31日
介護予防居宅療養管理指導	中野歯科医院	堺市南区桃山台1-20-9	令和6年12月31日
居宅療養管理指導	香川上歯科医院	堺市西区上556-3	令和6年12月31日
介護予防福祉用具貸与	特定非営利活動法人 せかんど	堺市南区檜尾3093-7	平成18年9月30日
訪問入浴介護	特定非営利活動法人 せかんど	堺市南区檜尾3093-7	令和6年12月31日
介護予防訪問入浴介護	特定非営利活動法人 せかんど	堺市南区檜尾3093-7	令和6年12月31日
福祉用具貸与	特定非営利活動法人 せかんど	堺市南区檜尾3093-7	平成18年9月30日
訪問介護	有限会社フレンド介護センター	堺市中区深井北町970-14	令和6年12月31日

居宅介護支援	在宅サービス コー プヘルパーステー ション堺東 居宅介 護支援	堺市堺区南花田口町2 -2-15	令和7年1月31日
訪問介護	ケアステーションあ しびな	堺市中区深井沢町3279	令和6年12月31日
居宅介護支援	清流ケアプランセン ター	堺市西区鳳中町10-6 -1-1C	令和6年8月31日
訪問介護	株式会社凜	堺市北区長曾根町1620 -14	平成30年3月31日
福祉用具貸与	株式会社凜	堺市北区長曾根町1620 -14	平成29年6月30日
介護予防福祉用具 貸与	株式会社凜	堺市北区長曾根町1620 -14	平成29年6月30日
特定福祉用具販売	株式会社凜	堺市北区長曾根町1620 -14	平成29年6月30日
特定介護予防福祉 用具販売	株式会社凜	堺市北区長曾根町1620 -14	平成29年6月30日

堺市告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
居宅療養管理指導	医療法人光俊会 田 中外科クリニック	堺市南区庭代台1-35 -1	令和6年10月9日
訪問リハビリテーション	医療法人光俊会 田 中外科クリニック	堺市南区庭代台1-35 -1	令和6年10月9日
訪問看護	医療法人光俊会 田 中外科クリニック	堺市南区庭代台1-35 -1	令和6年10月9日

堺市告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町西 1-1-6 IW C宿院4F	堺市堺区宿院町東 4-1-1 阪南 ビル301	令和7年1月 1日
訪問看護	ハッピーケア堺	堺市堺区宿院町西 1-1-6 IW C宿院4F	堺市堺区宿院町東 4-1-1 阪南 ビル301	令和7年1月 1日
介護予防訪問看護	京阪神訪問看護 ステーション	堺市堺区香ヶ丘町 5-3-24-113	堺市堺区住吉橋町 1-3-2 京阪 神堺I 1階	令和7年1月 10日

訪問看護	京阪神訪問看護 ステーション	堺市堺区香ヶ丘町 5-3-24-113	堺市堺区住吉橋町 1-3-2 京阪 神堺 I 1階	令和7年1月 10日
介護予防訪問 看護	訪問看護ステー ションアイリズ	堺市堺区栄橋町1 -5-6-503	堺市堺区竜神橋町 2-3-1-613号	令和6年12月 10日
訪問看護	訪問看護ステー ションアイリズ	堺市堺区栄橋町1 -5-6-503	堺市堺区竜神橋町 2-3-1-613号	令和6年12月 10日
介護予防通所 サービス	リハビリテー ション颯	堺市西区浜寺石津 町東4-2-8 アークリム102	堺市西区浜寺石津 町中1-3-9 3階	令和6年12月 1日
地域密着型通 所介護	リハビリテー ション颯	堺市西区浜寺石津 町東4-2-8 アークリム102	堺市西区浜寺石津 町中1-3-9 3階	令和6年12月 1日

堺市告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
江口 慎一郎	江口 慎一郎 (出張専門)	堺市堺区神南辺町2-76- 1 メゾンドール堺1310	令和7年1月1日

堺市告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
口野 次郎	クチノ整骨院	堺市中区八田西町2-9-4	令和7年1月5日



堺市告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776503654
事業所名称	びーとケアプランセンター
事業所所在地	堺市北区百舌鳥西之町2丁588 高橋ハイツ301

指定の申請者	合同会社びーと
主たる事務所の所在地	大阪府和泉市光明台三丁目27番12号
代表者名	片上陽子
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	居宅介護支援

## 堺市告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776104123
事業所名称	I K O I 訪問介護ステーション泉北深井II
事業所所在地	堺市中区土師町3丁32番13号
指定の申請者	株式会社ダイケア憩
主たる事務所の所在地	大阪府守口市寺内町2-7-3
代表者名	中島健之
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776600690
事業所名称	ケアセンターエミテラス堺北
事業所所在地	堺市美原区今井404番地5 ウエストリバーハイツ103号室

指定の申請者	株式会社エミテラス
主たる事務所の所在地	大阪府門真市千石西町6番1号
代表者名	板東和秀
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776004604
事業所名称	ヘルパーステーション 戎
事業所所在地	堺市堺区宿院町東三丁1番1号
指定の申請者	合同会社FountainValley
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区宿院町東三丁1番1号
代表者名	泉谷知孝
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776004612
事業所名称	訪問介護パキラ
事業所所在地	堺市堺区少林寺町西一丁1番8号 PSGビル401号室
指定の申請者	株式会社トラスト・コウパレイション
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区少林寺町西一丁1番8号 PSGビル401号室
代表者名	増田喬史
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766190686
事業所名称	訪問看護ステーション O' l u l u
事業所所在地	堺市中区深井沢町3329 メゾン深井203号

指定の申請者	株式会社1001
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区陶器北1629-2
代表者名	藤井美佳
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090720
事業所名称	ずっとメディカルサポート訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区三宝町3丁193番 レジデンス・ドゥ・セリバ・セレストゥ210号
指定の申請者	株式会社SIM
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目21番7号
代表者名	重松和孝
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766390641
事業所名称	プラスONE訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区鳳中町十丁14番地3 プレセランス101号室
指定の申請者	株式会社TYKM
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳中町十丁14番地3 プレセランス101号室
代表者名	谷口皓亮
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766390658
事業所名称	クムケア訪問看護鳳ステーション

事業所所在地	堺市西区鳳西町1丁72番地10
指定の申請者	クムケア訪問看護株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区曽根崎新地1-3-16
代表者名	岸本吉史
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190678
事業所名称	I K O I 訪問看護ステーション泉北深井II
事業所所在地	堺市中区土師町3丁32番13号
指定の申請者	株式会社ダイケア憩
主たる事務所の所在地	大阪府守口市寺内町2-7-3
代表者名	中島健之
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090738
事業所名称	YADOLI 訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区向陵中町6丁3-3 マンション富士2号館207号室
指定の申請者	株式会社 p r o c e e d
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵中町4-4-7 森下ビル2階
代表者名	森下和雅
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766290338
事業所名称	a s u t o b i 訪問看護ステーション

事業所所在地	堺市東区丈六183番地2 スタービル3F
指定の申請者	a s u t o b i 合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区丈六183番地2 スタービル3F
代表者名	佐々木敦彦
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766090746
事業所名称	みんなのこども訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区中瓦町2丁3-18 高砂屋ビル2階
指定の申請者	株式会社興成
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町東四丁64番地102号
代表者名	芳地洋昭
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	訪問看護

堺市告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2766190686
事業所名称	訪問看護ステーション O' l u l u

事業所所在地	堺市中区深井沢町3329 メゾン深井203号
指定の申請者	株式会社1001
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区陶器北1629-2
代表者名	藤井美佳
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090720
事業所名称	ずっとメディカルサポート訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区三宝町3丁193番 レジデンス・ドゥ・セリバ・セレストゥ210号
指定の申請者	株式会社SIM
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区東野田町一丁目21番7号
代表者名	重松和孝
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766390641
事業所名称	プラスONE訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市西区鳳中町十丁14番地3 プレセランス101号室
指定の申請者	株式会社TYKM
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区鳳中町十丁14番地3 プレセランス101号室
代表者名	谷口皓亮
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766390658
-----------	------------

事業所名称	クムケア訪問看護鳳ステーション
事業所所在地	堺市西区鳳西町1丁72番地10
指定の申請者	クムケア訪問看護株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区曾根崎新地1-3-16
代表者名	岸本吉史
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090738
事業所名称	YADOLI訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区向陵中町6丁3-3 マンション富士2号館207号室
指定の申請者	株式会社 proceed
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵中町4-4-7 森下ビル2階
代表者名	森下和雅
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766290338
事業所名称	asutobi訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市東区丈六183番地2 スタービル3F
指定の申請者	asutobi合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区丈六183番地2 スタービル3F
代表者名	佐々木敦彦
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766090746
-----------	------------

事業所名称	みんなのこども訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区中瓦町2丁3-18 高砂屋ビル2階
指定の申請者	株式会社興成
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺船尾町東四丁64番地102号
代表者名	芳地洋昭
指定年月日	令和7年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

~~~~~

#### 堺市告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796400329        |
| 事業所名称      | デイサービス アロン        |
| 事業所所在地     | 堺市南区新檜尾台3丁6番11    |
| 指定の申請者     | 株式会社A l l o n s   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府泉大津市豊中町二丁目8-13 |
| 代表者名       | 西辻亮介              |
| 指定年月日      | 令和7年2月1日          |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護         |

~~~~~

堺市告示第106号

自転車等放置禁止区域の指定について（平成24年告示第323号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月14日

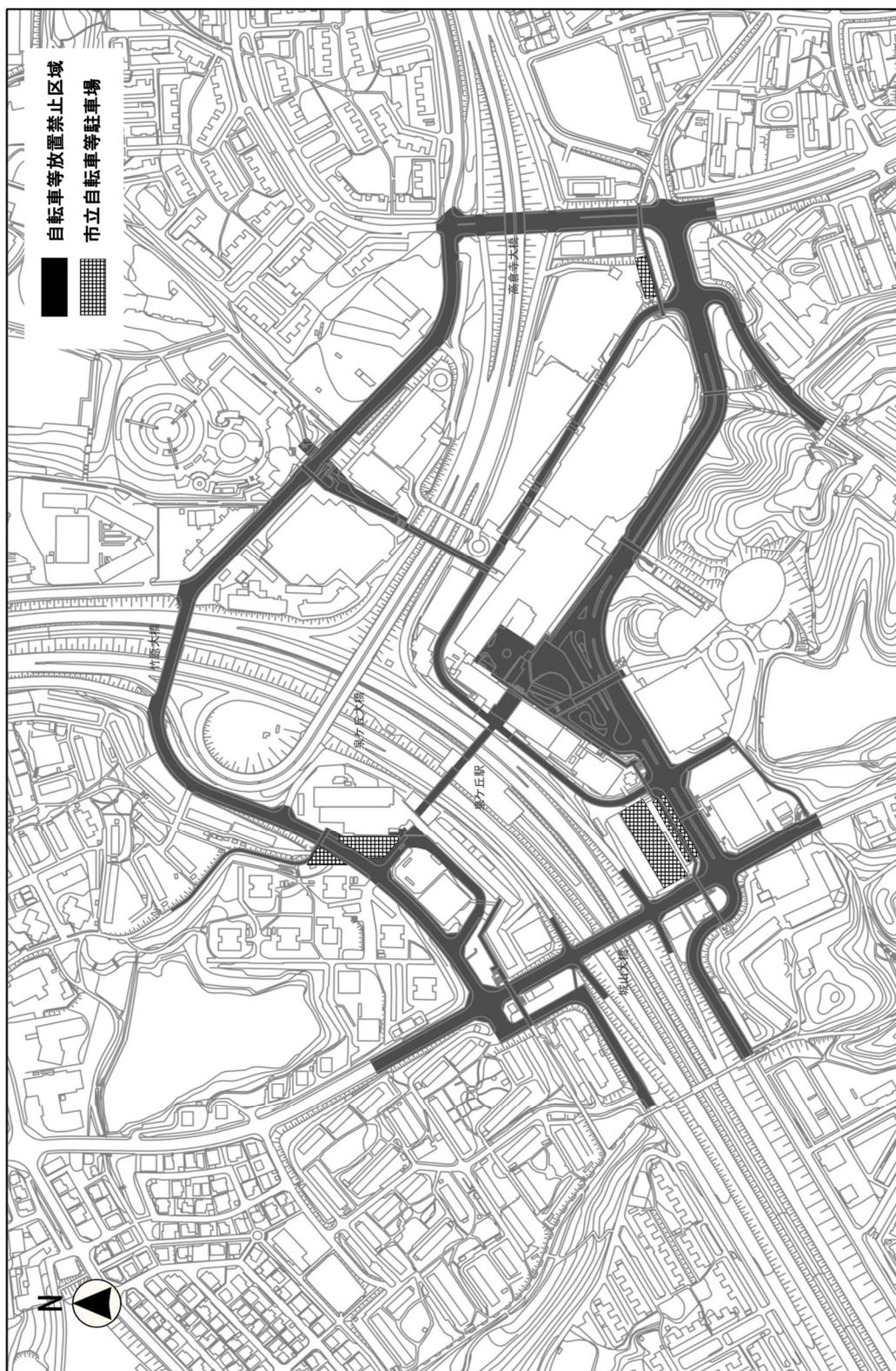
堺市長 永 藤 英 機

本則の表泉ヶ丘駅周辺の項中「赤色で」を削る。

泉ヶ丘駅周辺の別図を次のように改める。

（次のよう 別記）

泉ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域図



公 告

堺市公告第203号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号。以下「条例」という。）第41条第3項の規定に基づき、事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
会長 十倉 雅和  
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域
  - (1) 名称  
2025年日本国際博覧会 堺万博P&R駐車場
  - (2) 種類  
条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の  
設の事業
  - (3) 規模  
駐車台数 約2,000台
  - (4) 対象事業実施区域  
堺区築港八幡町地内及び匠町地内
- 3 条例第24条に規定する関係地域  
堺市堺区
- 4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

(2) 期間

令和7年3月14日（金）から同年9月16日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第204号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 日 時    | 令和7年3月23日（日曜日） 午前11時から        |
| 2 場 所    | 三原台地域会館<br>堺市南区三原台3丁1-3       |
| 3 申請内容   | 建築基準法第70条第1項の規定による建築協定の認可について |
| 4 建築協定名称 | ジュネス三原台地区建築協定                 |

~~~~~

堺市公告第205号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和7年3月14日

堺市長 永藤英機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和7年3月5日 第E-17号
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町2丁1番4
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市堺区北安井町15番の一部、16番の一部、17番4の一部、17番5及び17番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府豊中市大島町二丁目1番29号  
信和不動産株式会社  
代表取締役 前田 裕幸

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第1号

## 堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成19年水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号及び様式目次12の4の項名称の欄中「市納金納入通知書兼領収書」を「設計審査手数料等納入通知書兼領収書」に改める。

様式第12号の4及び様式第12号の5を次のように改める。

（次のよう 別記）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、改正前の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市上下水道局会計規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第12号の4

堺市上下水道局

領収書  
受付番号  
通称  
知照番号

様

ID	KCD	K	個別コード	納入金額	C

項	営業収益	目	受託工事	収益
設計審査手数料				円
工事検査手数料				円
装置検査手数料				円
(内訳) 工事検査手数料				円
工事用給水検査手数料				円
合計金額				円

上記金額領収

受入日付印	上下水道局受入日付印

(堺市上下水道局 課(保管/NS等本部保管))

堺市上下水道局

原工事場所  
受付番号  
通称  
知照番号

様

項	営業収益	目	受託工事	収益
設計審査手数料				円
工事検査手数料				円
装置検査手数料				円
(内訳) 工事検査手数料				円
工事用給水検査手数料				円
合計金額				円

受入日付印

(取納場所(保管/NS等店舗保管))

堺市上下水道局

設計審査手数料等納入通知書兼領収書  
工事場所  
受付番号

様

項	営業収益	目	受託工事	収益
設計審査手数料				円
工事検査手数料				円
装置検査手数料				円
(内訳) 工事検査手数料				円
工事用給水検査手数料				円
合計金額				円

納付期限  
上記の納付期限までに必ず指定する取納場所に納めてください。

堺市上下水道事業管理者

上記の金額を領収しました。  
この領収書は堺市上下水道事業管理者が有効と認める受入日付印の押印によって効力を生じます。

受入日付印

(納付者(保管))

様式第12号の5

堺市上下水道局

領収書  
受付番号 第 号  
通知号 書  
様

ID	KCD	K	個別コード	納入金額	C

款	資	本	的	收	入	項	負	担	金
目	加	入	金	節	加	入	金	入	金
金額									円
備考									

上記金額領収済

受入日付印	上下水道局受入日付印

(堺市上下水道局 課保管/CNS等本部保管)

堺市上下水道局

原符  
工事場所

受付番号 第 号

様

款	資	本	的	收	入	項	負	担	金
目	加	入	金	節	加	入	金	入	金
金額									円
備考									

受入日付印

(収納場所保管/CNS等店舗保管)

堺市上下水道局

加入金納入通知書兼領収書  
工事場所

受付番号 第 号

様

款	資	本	的	收	入	項	負	担	金
目	加	入	金	節	加	入	金	入	金
金額									円
備考									

納付期限 年 月 日  
上記の納付期限までに必ず指定する収納場所に納めてください。

堺市上下水道事業管理者

印

受入日付印

上記の金額を領収しました。  
この領収書は堺市上下水道事業管理者が有効と認める受入日付印の押印によって効力を生じます。

(納付者保管)

堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第2号

堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程

堺市指定排水設備工事業者等に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条」を「第35条」に改める。

第2条第3項を削り、同条第4項中「第5条の2第3項第5号」を「第5条の2第3項第4号」に、「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第4条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、「各号」の次に「（第3号を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 条例第5条の3第2項の規定は、前項の指定の更新を行った場合について準用する。

第7条第1項を削り、同条第2項第3号中「廃止しようとする」を「廃止した」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「、又は新たな」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項第3号」を「第1項第3号」に改め、同条第3項とする。

第8条第1項中「様式第7号」を「様式第6号」に改める。

第10条第1項第4号を次のように改める。

(4) 営業所のメールアドレス

第10条第1項第6号中「専属する」を「選任する」に改め、同条第2項第1号中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同項第2号中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条第3項第5号中「若しくは役員」を削る。

第11条中「廃止しようとする」を「廃止した」に、「当該休止し、再開し、又は廃止しようとする日の2週間前までに」を「速やかに」に、「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第5条の3第2項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

第12条第2項中「立入検査」を「立入調査」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第2号中「(法人の場合は、当該法人及びその役員)」を「(法人の場合は、当該法人及びその役員その他これに類する者)」に改め、

「

(5) その役員その他これに類する者のうちに前各号に規定する要件のいずれかに該当する者があること(法人の場合に限る。)

」

を削る。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とする。

様式第5号中

「営業所の所在地

営業所の名称 を「営業所の名称」に改め、同様式を様式第4号とする。

代表者の氏名 」

様式第6号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第7号を様式第6号とする。

様式第8号中「役員の氏名(法人の場合に限る。)」を「営業所のメールアドレス」に改め、「又は役員」を削り、同様式を様式第7号とする。

様式第9号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第10号中「〔指定番号 第 号〕」を「(指定番号 第 号)」に、「廃止したい」を「廃止した」に改め、同様式を様式第9号とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、改正前の堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

堺市指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)  
電話番号

堺市指定排水設備工事業者の指定を受けたいので、堺市下水道条例第5条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地		
ふりがな		
営業所の名称		
営業所の電話番号		
営業所のメールアドレス		
責任技術者の氏名 及び登録番号	氏名	登録番号
	※他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況	

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

様式第5号(第4条関係)

堺市指定排水設備工事業者指定更新申請書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

申請者 住所(所在地)  
氏名(名称)  
(代表者氏名)  
電話番号

(指定番号 第 号)

堺市指定排水設備工事業者の指定の更新を受けたいので、堺市下水道条例第5条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地		
ふりがな		
営業所の名称		
営業所の電話番号		
営業所のメールアドレス		
責任技術者の氏名 及び登録番号	氏名	登録番号
	※他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況	

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

様式第8号(第10条関係)

責任技術者異動届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者氏名)

電話番号

(指定番号 第 号)

次のとおり責任技術者に異動がありましたので、堺市下水道条例第5条の6の規定により届け出ます。

選任	氏名	登録番号
解任	氏名	登録番号

備考 登録番号は、大阪府下水道協会が発行する下水道排水設備工事責任技術者証に記載されている7桁の番号です。

## 上下水道局告示

### 堺市上下水道局告示第1号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和7年3月14日から令和7年3月31日までの間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管理課情報係において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

#### 1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 令和7年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 堺区 大浜北町3丁及び大浜北町4丁の各一部区域

イ 西区 上野芝向ヶ丘町4丁及び神野町2丁の一部区域

ウ 中区 深井北町、深井畑山町、辻之、田園、福田、平井、小阪及び伏尾の各一部区域

西区 草部、菱木3丁、菱木4丁及び太平寺の各一部区域

南区 野々井、檜尾、大森、桃山台3丁、赤坂台1丁、美木多上、小代、大庭寺、豊田、片蔵、泉田中及び釜室の各一部区域

エ 中区 福田の一部区域

東区 菩提町2丁、八下町3丁、丈六、西野、日置荘西町4丁、日置荘原寺町及び日置荘田中町の各一部区域

北区 野遠町及び中村町の各一部区域

美原区 菅生及び黒山の各一部区域

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道管路部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

## 2 下水の処理開始の公示

- (1) 下水の処理を開始する年月日 令和7年3月31日
- (2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域
- (3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1  
名称 三宝水再生センター
  - イ 前記1(2)イの区域 位置 堺市西区石津西町22番地  
名称 石津水再生センター
  - ウ 前記1(2)ウの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号  
名称 泉北水再生センター
  - エ 前記1(2)エの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1  
名称 今池水みらいセンター

**上下水道局公告**

## 堺市上下水道局公告第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量  
古川下水ポンプ場で使用する電気  
予定使用電力量 1,995,600kWh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

3 落札者を決定した日

令和7年1月29日

4 落札者の氏名及び住所

RE100電力株式会社

代表取締役 黒淵 誠二

東京都中央区日本橋2丁目9番10号

5 落札金額

¥4,477,964—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年11月27日



堺市上下水道局公告第52号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

1 落札に係る調達物品等の名称及び予定数量

堺浜排水ポンプ場ほかで使用する電気

予定使用電力量 1,246,000kWh

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
 上下水道局サービス推進部事業サポート課  
 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 RE100電力株式会社  
 代表取締役 黒淵 誠二  
 東京都中央区日本橋2丁目9番10号
- 5 落札金額  
 ￥2,800,829—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
 令和6年11月27日

~~~~~

堺市上下水道局公告第53号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
 壱川下水ポンプ場施設維持管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
 上下水道局サービス推進部事業サポート課  
 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
 令和7年1月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 世界産業株式会社  
 代表取締役 榎並 巧二  
 大阪府泉佐野市南中壱井473番地の1
- 5 落札金額  
 ¥72,765,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
 令和6年11月27日

~~~~~

堺市上下水道局公告第54号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺市下水道工事設計積算システム開発及び運用・保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和7年1月30日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社江守情報  
代表取締役社長 山内 格  
福井県福井市順化1丁目24番38号
- 5 落札金額  
¥112,497,000—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年11月1日

~~~~~  
堺市上下水道局公告第55号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
三宝水再生センターほか施設維持管理業務 1式
  
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁目39番地2
  
- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月3日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
東洋メンテナンス株式会社  
代表取締役社長 尾曲 浩明  
大阪府東大阪市本庄西1丁目10番24号
  
- 5 落札金額  
¥744,390,900-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年11月27日

~~~~~

堺市上下水道局公告第56号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18

年規則第18号) 第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び予定数量  
堺市上水道地理情報システム更新データ作成等業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和7年2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社アイ・サポート  
代表取締役 長澤 順  
岡山県岡山市北区芳賀5320番地2
- 5 落札金額  
¥53,782,162- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年12月25日

~~~~~  
堺市上下水道局公告第57号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程(平成10年

水道局管理規程第6号)第7条第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1402号  
 事業者の名称 岡山 健太  
 事業者の住所 堺市堺区昭和通4丁64番地8  
 事業所の名称 F. L. C  
 事業所の所在地 堺市堺区昭和通4丁64番地8  
 指定期間の末日 令和12年3月2日

指 定 番 号 第1403号  
 事業者の名称 合同会社海玄  
 事業者の住所 堺市南区美木多上2755番地35  
 代表者の職氏名 代表社員 友川 関雄  
 事業所の名称 合同会社海玄  
 事業所の所在地 堺市南区美木多上2755番地35  
 指定期間の末日 令和12年3月2日

指 定 番 号 第1406号  
 事業者の名称 カングラ工業株式会社  
 事業者の住所 堺市美原区大保95番地1  
 代表者の職氏名 代表取締役 西原 秀子  
 事業所の名称 カングラ工業株式会社  
 事業所の所在地 堺市美原区大保95番地1  
 指定期間の末日 令和12年3月2日

指 定 番 号 第1407号  
 事業者の名称 大成設備工業株式会社  
 事業者の住所 堺市西区菱木4丁2747番地2  
 代表者の職氏名 代表取締役 松本 大輔  
 事業所の名称 大成設備工業株式会社  
 事業所の所在地 堺市西区菱木4丁2717  
 指定期間の末日 令和12年3月2日

指 定 番 号 第1408号  
事業者の名称 大領建設株式会社  
事業者の住所 大阪市住吉区大領3丁目7番4号  
代表者の職氏名 代表取締役 手塚 智久  
事業所の名称 大領建設株式会社  
事業所の所在地 大阪市住吉区大領3丁目7番4号  
指定期間の末日 令和12年3月2日

堺市上下水道局公告第58号

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第4条の規定に基づき、堺市指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので、同規程第7条第5号の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月14日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

処 分 内 容 指定の効力の停止1月  
停 止 期 間 令和7年2月27日から令和7年3月26日まで  
指 定 番 号 第1534号  
事業者の名称 株式会社中森設備  
事業者の住所 奈良県奈良市杏町119番地  
代表者の職氏名 代表取締役 中森 卓也  
事業所の名称 株式会社中森設備大阪営業所  
事業所の所在地 東大阪市吉田3丁目1-7 ロフト大森205号

## 議会規則

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月14日

堺市議会議長 田 淵 和 夫

堺市議会規則第2号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（資産等報告書等の訂正）

第12条 条例第7条第3項の規定による訂正は、訂正届（様式第5号）によるものとする。

様式第1号から様式第4号までの規定中「（報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第5号中「（届出者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の第12条の規定は、この規則の施行の日以後に提出される資産等報告書等の訂正について適用し、同日前に提出された資産等報告書等の訂正については、なお従前の例による。